

## 平成30年第3回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年3月29日(木) 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所 防災棟会議室
3. 出席委員(11人)  
農業委員 金田起代子 中山 一一 谷山 次則 佃 正人  
田代 洋一 齊藤 英次 境 良一 本田 孝徳  
山本 賢一 太田 桂子 堀 城
4. 欠席委員(1人)  
佐美三 守
5. 議事録署名者指名 田代 洋一議長  
議事録署名委員 齊藤 英次 山本 賢一
6. 議 事
  - (1) 議案 第 8号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議案 第 9号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
  - (3) 議案 第10号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
  - (4) 議案 第11号 農用地利用集積計画の同意について
  - (5) 議案 第12号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
  - (6) 報告 第 3号 農地法第18条6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について
  - (7) その他

唯局長      こんにちは。  
お忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。  
本日は、平成29年度最後の平成30年第3回の通常総会です。  
それでは只今から、総会を始めさせていただきます。  
本日の農業委員さんの出席数は12名中、現在11名で、過半数に達  
しておりますので、本日の総会が成立したことをご報告します。  
開会にあたりまして、田代会長からご挨拶をお願いいたします。

田代会長      こんにちは。  
本日の審議がスムーズにいきますようお願いしまして、簡単ですがご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

唯局長      ありがとうございました。  
次に議長選出になっております。宇土市農業委員会会議規則第5条により、田代会長に議長をお願いいたします。

田代議長      それでは、平成30年第3回農業委員会総会を開会します。しばらくの間、議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名であります。議長において指名することによってよろしいでしょうか。

全委員      異議なし。

田代議長      それでは、齊藤委員さんと山本委員さんをお願いします。  
それでは、只今より、議案審議を行います。  
まず、申請書の確認委員さんより申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっております。確認委員さんには説明をよろしくお願いいたします。  
それでは、今月の議案審議をお願いします。  
議案第8号、「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議について」を議題といたします。  
申請番号1番について、確認委員さんは堀委員さんですので、説明をお願いします。

堀委員      1番説明いたします。譲渡人、譲受人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、5筆合計で17,238㎡、耕作面積35,745㎡、申請面積17,238㎡、貸借形態は所有権（無償）です。譲受理由は親受贈、譲渡理由は子へ贈与、家族4名、権利の種類は贈与となっております。よろしくお願いいたします。

田代議長      確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

- 事務局 申請番号1番について補足説明いたします。申請地までの通作距離は約30kmであり、農業年数10年、農機具も所有し、主たる作物はみかんになります。以上です。
- 田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方のご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。申請番号2番について、確認委員は境委員さんですので、説明をお願いします。
- 境委員 では2番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。2筆ございまして、登記田、現況田、登記面積2筆併せて5,143㎡、耕作面積10,032㎡、申請面積5,143㎡、貸借形態は所有権（有償）です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は経営縮小です。家族2名、権利の種類は売買です。よろしくお願いたします。
- 田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 申請番号2番について補足説明いたします。申請地までの通作距離は約1.5kmであり、農業年数25年、農機具も所有し、主たる作物は米になります。以上です。
- 田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さん方のご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。申請番号3番について、確認委員は太田委員さんですので説明をお願いします。

太田委員 申請番号3番について説明いたします。譲渡人、譲受人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積287㎡、耕作面積11,677.34㎡、申請面積287㎡、貸借形態は所有権(有償)、譲受理由は規模拡大、譲渡理由は経営縮小、家族2名、権利の種類は売買となっております。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号3番について補足説明いたします。申請地までの通作距離は約20mであり、農業年数11年、農機具も所有し、主たる作物は米・野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、3番については承認をいたします。以上で議案第8号については3件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

次に議案第9号、「農地法第4条の規定による農地転用の許可申請に対する審議について」を議題といたします。

申請番号1番について、確認委員は金田委員さんですので、説明をお願いします。

金田委員 申請番号1番について説明します。申請人、土地の所在地については議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積は1,664㎡、転用目的はアパートです。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。他に事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について補足説明します。地図は5ページです。申請人は椿原町に居住する個人であり、家賃収入を得て所得の安定化を図る

ため、アパートを新築する場所を探していたところ、申請地が住環境の整った地区でアパート需要が高いと考え、今回の転用申請となりました。申請地は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ500m以内に宇土小学校及びエンゼル保育園があるため、第3種農地と思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。申請番号2番について、確認委員は佐美三委員さんですけど、欠席のため、事務局長、説明をお願いします。

唯局長 確認委員に代わりまして、説明させていただきます。申請番号2番、申請人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況畑、登記面積294㎡、転用目的は個人住宅1棟80㎡です。以上です。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について補足説明いたします。地図は6ページです。申請人は熊本市のアパートに居住しており、手狭になったため家を新築する場所を探していたところ、申請地が実家の隣接地であり適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、おおむね300m以内に宇土市役所網田支所がありますので、第3種農地になると思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。

申請番号3番について、確認委員は金田委員さんですので説明をお願いします。

金田委員 申請番号3番について説明いたします。申請人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積は5筆合計の578.98㎡、転用目的は店舗及び駐車場です。よろしくお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号3番について補足説明いたします。地図は7ページです。こちらの太枠の中が今回の農地転用の部分であり、申請番号3番の部分が北側になり、また5条申請で南側の方が出ております。事業全体としては、隣の東側の山本釣具第2駐車場も併せて一体利用となります。雑種地部分が1,389㎡、農地部分1,450.98㎡を併せて全体で2,839.98㎡の事業となります。申請人は松原町に居住し、コンビニエンスストアの業務を行いたいと考えたところ、申請地が国道沿いであり適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は都市計画区域の用途地域であり、第3種農地となります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、3番については承認をいたします。以上で、議案第9号については3件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

次に議案第10号、「農地法第5条の規定による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する審議について」を議題といたします。  
申請番号1番について、確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。

中山委員 申請番号1番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は

議案書記載のとおりです。登記畑，現況山林，登記面積253㎡，権利の種類は所有権(有償)売買です。転用目的は保育園園舎増築です。よろしくお願ひします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 申請番号1番について補足説明いたします。地図は12ページです。申請人は松山町で保育園を営む社会福祉法人であり，保育園施設が手狭なため園舎を増築する場所を探していたところ，申請地が隣接地であり適していると考え，今回の転用申請となりました。申請地は都市計画区域の用途地域であり第3種農地になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので，1番については承認をいたします。申請番号2番について，確認委員は本田委員さんですので，説明をお願ひします。

本田委員 申請番号2番について説明いたします。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑，現況畑，登記面積1,029㎡，権利の種類は所有権(有償)売買です。転用目的は作業場及び資材置場です。以上です。よろしくお願ひします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 申請番号2番について補足説明します。地図は13ページです。申請人は，城塚町で建築及び解体業を営んでおり，現在資材置場や解体での木材置場が不足しており，探していたところ，申請地が自宅に近く，適していると考え今回の転用申請となりました。申請地は10ヘクタール以上の農地の広がりがあり第1種農地になると思われませんが，不許可の例外に該当し許可は可能です。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。申請番号3番について、確認委員は本田委員さんですので説明をお願いします。

本田委員 申請番号3番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積は107㎡，権利の種類は賃借権設定、転用目的は資材置場です。以上です。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号3番について補足説明いたします。地図は14ページです。事業全体は、太枠で囲っている部分になります。宅地部分500.01㎡，農地部分107㎡を併せた607.01㎡の事業になります。申請人は笹原町で建設業を営む法人であり、工事受注の増加に伴い資材置場が不足しており探していたところ、申請地が事務所に近く適していると考え今回の転用申請となりました。申請地は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあり第1種農地になると思われませんが、不許可の例外に該当し許可は可能です。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、3番については承認をいたします。申請番号4番について、確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。

- 中山委員 申請番号4番について説明します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑，現況畑，登記面積230㎡，転用面積同じく230㎡です。権利の種類は所有権（有償）売買です。転用目的は個人住宅で57.67㎡です。よろしく願いいたします。
- 田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 申請番号4番について補足説明いたします。地図は15ページです。申請人は松山町のアパートに住んでおり，子供が成長し手狭になったため家を新築する土地を探していたところ，申請地は住環境が整っているため適していると考え，今回の転用申請となりました。申請地は都市計画区域の用途地域であり，第3種農地になります。以上です。
- 田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について委員さん方のご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので，4番については承認をいたします。申請番号5番と6番については，同一事業ですので，確認委員の中山委員さんから一括して説明をお願いします。
- 中山委員 5番について説明します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田，現況田，登記面積1,048㎡，転用面積も同じく1,048㎡です。権利の種類は所有権（有償）売買です。転用目的は駐車場です。よろしく願いいたします。  
続けて，6番について説明します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田，現況田，登記面積2,383㎡のうち634㎡です。権利の種類は賃借権設定です。転用目的は駐車場です。よろしく願いいたします。
- 田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 申請番号5番と6番について，一括して説明します。地図は16ペー

ジです。事業全体は、太枠で囲っている部分になります。宅地部分3,369.61㎡,農地部分1,682㎡を併せた5,051.61㎡の事業になります。申請人は、福岡市博多区で外国人観光客への土産販売などを営む法人であり、八代港に入港する外国人向けの免税店を隣接地の店舗を借り受ける計画をしたところ、店舗敷地内の駐車場では不足することから、申請地がバス専用の駐車場敷地に適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあり第1種農地になると思われませんが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号5番と6番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、5番と6番については承認いたします。申請番号7番と8番については、同一事業ですので、確認委員は中山委員さんですが、一括して説明をお願いします。

中山委員 申請番号7番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積1,983㎡,転用面積同じく1,983㎡です。権利の種類は所有権(有償)売買です。転用目的は共同住宅2棟,618.90㎡です。続いて、8番を説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積84㎡,転用面積も同じく84㎡です。権利の種類は所有権(有償)売買です。転用目的は共同住宅の通路部分です。以上です。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号7番と8番について一括して説明します。地図は17ページです。こちらの地図の事業全体は太枠で囲っている部分になります。宇城市の農地部分と申請番号7番と8番の農地を併せた事業になります。なお、宇城市の農地は農地転用の許可済みです。申請人は城南町で不動産の賃貸管理などを営む法人であり、申請地が市街地から近

く環境が良いと考え、今回の転用申請となりました。申請地は第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分の何れの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号7番と8番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、7番と8番については承認をいたします。申請番号9番について、確認委員は金田委員さんですので説明をお願いします。

金田委員 申請番号9番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積は2筆合計の872㎡、権利の種類は所有権（有償）売買で、転用目的は店舗及び駐車場273.44㎡です。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号9番について補足説明します。地図は18ページです。こちらは、先程の4条申請の3番と同一事業になります。農地部分の転用部分が太枠で、事業全体では、東側の山本釣具第2駐車場と併せた一体利用となります。申請人は松原町に居住し、コンビニエンスストアの業務を行いたいと考えたところ、申請地が国道沿いであり適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は都市計画区域の用途地域であり、第3種農地になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号9番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、9番については承認をいたします。

以上で、議案第10号については9件承認を得ましたので許可書の交付を行います。

次に、議案第11号、「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

説明いたします。21ページをお開きください。番号28番, 借り手, 貸し手, 物件の所在は議案書のとおりです。地目田, 面積1, 540㎡で, 平成30年3月29日から平成50年3月28日までの20年間の使用貸借権の再設定となります。番号29番, 借り手, 貸し手, 物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田, 面積1, 888㎡で, 平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間の賃借権の再設定となっており, 借賃は10アール当たり米120kgとなっておりです。番号30番, 借り手, 貸し手, 物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田, 面積2, 189㎡で, 平成30年3月29日から平成40年3月28日までの10年間の使用貸借権の再設定となっておりです。番号31番, 借り手, 貸し手, 物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田, 面積1, 985㎡で, 平成30年3月29日から平成35年3月28日までの5年間の賃借権の再設定となっており, 借賃は10アール当たり米60kgとなっておりです。番号32番, 借り手, 貸し手, 物件の所在は議案書記載のとおりです。地目2筆とも田で, 面積合計3, 417㎡で, 平成30年3月30日から平成35年3月29日までの5年間の賃借権の再設定となっており, 借賃は2筆で20, 000円となっています。番号33番, 借り手, 貸し手, 物件の所在は議案書記載のとおりです。地目2筆とも田で, 面積合計2, 858㎡で, 平成30年3月30日から平成35年3月29日までの5年間の賃借権の再設定となっており, 借賃は10アール当たり米1俵分の現金となっておりです。22ページをお開きください。こちらが利用権設定等の状況一覧表となっておりです。23ページをお開きください。今月の合計を読み上げますと, 利用権の設定が13, 877㎡となっておりです。右側は1月からの累計で合計を読み上げますと, 利用権の設定が84, 690㎡行われております。以上です。

田代議長

事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員

異議なし。

田代議長 異議なしということですので、議案第11号については同意をいたします。以上で、議案第11号について、同意したこととし、通知をいたします。

田代議長 議案第12号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 25ページから28ページが「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」です。先月、活動日誌などを提出していただきましたが、最適化交付金を支給するにあたり、今後、この指針を作成しないと交付金などを支給できないという規定があります。従いまして、今回、指針を作成して、同意を得たいということです。事前にお配りしておりましたので、抜粋して説明させていただきます。まず、基本方針として書いてありますが、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」で「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに併せて平成35年を目標として、農業委員及び推進委員の改選期ごとに検証と見直しを行うということになっております。但し、中身に何かしらの見直しなどが必要と思われた場合は、その度に検討して良いと思います。それと第2具体的な推進方法として、1遊休農地の発生防止・解消について、解消目標ということで、平成29年12月の現状から3年ごと（平成32年12月・平成35年12月）の目標数値を入れています。管内の農地面積は、作付面積統計の面積と遊休農地の面積を合計した面積で、毎年、年に約15ヘクタールずつ減少すると試算をしております。遊休農地面積は、県の方針として、毎年、年に6%減を掲げておりますので、そこを割り戻して数値を入れています。続きまして、(2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法については、①農地利用状況調査と利用意向調査の実施、②農地中間管理機構との連携、③非農地判断としております。続いて、2担い手への農地利用の集積・集約化については、(1)担い手への農地利用集積目標ということで、遊休農地の面積を足さないところで数値を入れています。(B)の農地利用集積面積は、まず平成29年3月時点の面積が農林水産課で調査（担い手及び農地利用実態に関する調査）していますので、その数値を基本的に使い、そこから3年毎に5%程、集積を増加させるというところで数値を入れています。27ページは参考として、担い

手の育成・確保について掲載しております。総農家数は、農林業センサスの数値を入れており、徐々に農家数が減っていくと試算して3%程減らしております。主業農家数は、現状維持というところで数値を入れております。認定農業者と新規就農者は、今後の目標ということで、農林水産課の意見を聞いております。(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法については、①農地集積・集約化に向けたアンケート調査の実施、②「人・農地プラン」の作成・見直し、③農地中間管理機構等との連携、④農地の利用調整と利用権設定としております。最後のページになりますが、3新規参入の促進については、(1)新規参入の促進目標として、現状から年間3経営体、1ヘクタール増と試算しております。(2)新規参入の推進に向けた具体的な推進方法として、①関係機関との連携、②新規就農(参入)の確保、③農業委員会のフォローアップ活動ということで、指針の(案)として提出いたします。よろしく願いいたします。

田代議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見ありませんか。

委員 26ページ(2)③非農地判断についてですが、再生困難な農地については、非農地判断を行うとなっているが、どの程度荒れていたら非農地とするのか。また、農業委員会が非農地と判断しても、地目が変わらないと、例えば登記簿地目が畑で、現況が山林になっていても、やはり農地は農地になるのでしょうか。

事務局 判定としては、調査でA分類・B分類というのがあります。これは再生不可能という状況の農地について、書いてありますので、B分類の所については所有者にどうしますかという旨の通知を出します。

事務局 農業委員会からの通知書があれば、許可が無くても農地から山林に地目を変えることができます。

事務局 実際、他市で大々的に実施したところ、収拾がつかなくなり、一定期間、電話や窓口対応に追われたというケースもあるようです。変えた人もいるかもしれないが、逆にどうして山林なのか文句を言う人もいるかもしれません。

委員 農業委員会で判断するのですか。

- 事務局 農地では無いという判断は、最終的に農業委員会総会で決まります。
- 委員 放棄地になった場合に、行政的な指導などを行い、それでも改善しない時は、固定資産税の増額などのペナルティーがあると聞きましたが、それと関係は無いのか。農業委員会から改善するように伝えても、本人が相手にせず、一方的にスルーされる場合は、放棄地とみなして固定資産税を上げる手段が取れると聞いたが、それは、これとは全く関係ないのでしょうか。
- 事務局 手を加えても、周りが山林などで、すぐ元に戻ってしまうとか、農地としての復元ができないような場合は、非農地化の方で農地としてみなしません。但し、どれもこれも荒れているからといって非農地とは、なかなか判断は難しい。
- 委員 地域で農地パトロールを行い、耕作放棄地を出しているが、自分の地域と他の地域とでは、登記を出してある地域差は無いだろうかと思いい、全地域の耕作放棄地を見る機会が取れないかと思う。同じ視線でできれば良いが、地域差があると思う。
- 委員 各地区でおおよその数値（地区で何㎡など）は出ていますか。
- 事務局 今後、何かしらの数値を示したいと思います。
- 委員 復元が難しい所は、一括して除外できないかと思う。農地に戻らない所は、除外した方が良い。そうでないと、切りが無い。
- 委員 農業新聞に載っていたが、改善が不可能という所は、そういう方法にシフトしていかないと、どれだけ頑張っても、数値が減らない。
- 唯局長 農業振興地域に入っている場合、県としては非農地化の方にはしないという考えを持っています。
- 田代議長 他にありますか。
- 委員 担い手の育成・確保で、主業農家数なんかも232戸が結構減ってい

くと心配します。

事務局 目標なので、一応数値を入れていきます。

委員 現状を維持するように努力するということですね。

田代議長 他にありますか。では、他に意見は無いということで、よろしいですか。議案12号については、決定をいたします。

田代議長 報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」議題といたします。事務局から報告をお願いします。

事務局 報告いたします。番号1番、解約農地は議案書記載のとおりです。地目田、面積1,765㎡、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。平成30年3月1日付け、双方の合意による解約となっております。番号2番、解約農地は議案書記載のとおりです。地目2筆とも田、面積が計4,611㎡、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。平成30年3月20日付け、双方の合意のための解約となっております。以上です。

田代議長 以上で報告第3号について事務局の報告を終わります。以上で予定をしました案件について、すべて終了いたしました。その他、事務局から連絡がありましたらよろしくお願いします。

事務局 3条許可にかかる別段面積の設定市町村の一覧表をお配りしております。別段面積の設定・修正の必要性について、毎年審議することとなっております。農地の売買、贈与、賃借などの権利を取得する場合は、第3条に基づく農業委員会の許可が必要となりますが、許可要件の一つに権利取得後の耕作の事業に要すべき下限面積が50アールと農地法で定められております。これは経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないうことが想定されるため、一定以上の面積が無いと許可できないということになっております。但し、平成21年施行の改正農地法により、地域の平均的な規模などから、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段面積を定めることができることになっております。

この一覧表に無い市町村は、下限面積は50アールです。宇土市では平成26年度に宇城郡市協議会（宇土市，宇城市，美里町）と連携を取りながら協議を行って新規参入，新規就農を促進するという観点から，平成27年1月から50アールを30アールに引き下げを行っております。本日は，平成30年度も現行30アールでよろしいかお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

田代議長 今の件について，ご質問ありますか。

委員 新規参入の場合，30アール以下で申請はありますか。もっと下げてほしいという希望はありませんでしたか。

事務局 新規参入の方から，下げてほしいという話はありませんでした。

田代議長 他に，今の件について，ございますか。

事務局 30アールでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

田代議長 事務局から他にありますか。

事務局 12月の強化月間にご協力いただきましたアンケート（今後の農地利用に関するアンケート）の集計結果が熊本県農業会議から送付されて来ましたので，調査結果の概要をお配りしております。以上です。

田代会長 それでは，これを持ちまして，平成30年第3回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議 長 田代 洋一 印

議事録署名人 齊藤 英次 印

議事録署名人 山本 賢一 印